

「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令等(案)」に対するコメントの概要及びそれに対する金融庁の考え方

意見番号	該当箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
1	銀行法施行規則別紙様式第1号ほか	<p>銀行法施行規則別紙様式第1号(案)等では、「リース投資資産」という科目であるのに、同第5号等では、「リース債権及びリース投資資産」という科目を設けることとされています。しかし、合理化のため、「リース債権及びリース投資資産」に統一するべきだと思います。</p> <p>この点、銀行法第10条第2項第18号等は、リース物件の所有権等が相手方に移転する旨の定めがないことを要件としていることから、「リース投資資産」だけで十分だとも考えられます。しかし、同項各号等に掲げられた業務は、付随業務の例示に過ぎません。そして、一般にファイナンスリースの実質は、銀行等の本来業務である資金の貸付けであり、銀行等の業務に付随する業務というべきだと思います。したがって、同項第18号等の定めは、注意的なものに過ぎず、所有権等が移転しない同号等のリース業務よりも更に貸付けに近い実質を持つリース業務は、当然銀行等が行いうるべきだと考えます。そして、本件改正よりも以前の様式に「リース債権及びリース投資資産」の科目を設けることを要求する定めがあることは、この証拠であると思います。</p> <p>よって、上記のとおり、従来からある科目である「リース債権及びリース投資資産」に統一するべきだと思います。</p>	<p>「資本市場及び金融業の基盤強化のための金融商品取引法等の一部を改正する法律」(平成23年5月17日成立・5月25日公布)に伴い、金融機関(本体)が取り扱うことが可能となるファイナンス・リースの提供は、リース契約終了後に顧客に所有権が移転しない内容の契約であるものに限られています。</p> <p>したがって、金融機関(本体)の貸借対照表においては、リース契約終了後に顧客に所有権が移転する内容の契約である場合に用いられる「リース債権」を設ける理由がないため、別紙様式第1号は、「リース投資資産」のみを新設する案としています。</p> <p>他方で、別紙様式第5号は、連結の様式であり、金融機関(本体)ではなく、子会社等の取引で「リース債権」が発生することがあるため、同様式では「リース債権及びリース投資資産」としているものです。</p> <p>上記のとおり理由で、科目の名称が異なっているものであるため、当初(案)のとおりとさせていただきます。</p>